

さいたま都市計画地区計画の変更について
【大門下野田地区／大門地区／宮前地区】

都市計画法第 1 6 条に基づく縦覧及び意見書の提出状況
／都市計画法第 1 7 条に基づく縦覧及び意見書の提出状況

【議案第 4 3 3 号関係】

議案第 4 3 3 号

さいたま都市計画地区計画の変更について

【対象地区】

大門下野田地区

1 都市計画法第 1 6 条に基づく縦覧及び意見書の提出状況

(1) 縦覧の期間等

縦覧の告示	令和 6 年 8 月 7 日
縦覧の期間	令和 6 年 8 月 7 日 から 令和 6 年 8 月 2 1 日まで
意見書の提出期間	令和 6 年 8 月 7 日 から 令和 6 年 8 月 2 8 日まで
縦覧者数	0 名

(2) 意見書の提出状況

0 通

(3) 意見の要旨及び市の見解

—

2 都市計画法第 1 7 条に基づく縦覧及び意見書の提出状況

(1) 縦覧の期間等

縦覧の告示	令和 7 年 1 月 1 7 日
縦覧の期間	令和 7 年 1 月 1 7 日 から 令和 7 年 1 月 3 1 日まで
意見書の提出期間	令和 7 年 1 月 1 7 日 から 令和 7 年 1 月 3 1 日まで
縦覧者数（窓口）	5 名
閲覧件数（ウェブ）	3 4 5 件 ※議案 4 2 7 号～ 4 3 3 号の図書を掲載した市ウェブ ページの閲覧件数（上記縦覧の期間内に限る）

(2) 意見書の提出状況

0 通

(3) 意見の要旨及び市の見解

—

【対象地区】

大門地区

1 都市計画法第16条に基づく縦覧及び意見書の提出状況

(1) 縦覧の期間及び縦覧者数

縦覧の告示	令和6年8月7日
縦覧の期間	令和6年8月7日から令和6年8月21日まで
意見書の提出期間	令和6年8月7日から令和6年8月28日まで
縦覧者数	2名

(2) 意見書の提出状況

1通

(3) 意見の要旨及び市の見解

意見の要旨	意見に対する市の見解
1. 地区計画の策定及び区画整理長期未着手地域の解消を以って市の関与を終了とせず、大門地区内の都市計画道路の未整備区間について、速やかに整備に着手してほしい。	1. 本市では、「さいたま市道路網計画」に位置付けられた都市計画道路をはじめとする幹線道路を優先的に整備するため、「さいたま市道路整備計画」を策定し、限られた財源の中で早期に整備効果の発現が期待される路線を選定し、事業を実施している。 御意見のあった都市計画道路大門中野田線については、「さいたま市道路網計画」において「存続路線」として位置付けられており、土地区画整理事業の長期未着手地区解消後は、土地区画整理事業によらない街路事業などによる整備となる。

2 都市計画法第17条に基づく縦覧及び意見書の提出状況

(1) 縦覧の期間等

縦覧の告示	令和7年1月17日
縦覧の期間	令和7年1月17日から令和7年1月31日まで
意見書の提出期間	令和7年1月17日から令和7年1月31日まで

縦覧者数（窓口）	5 名
閲覧件数（ウェブ）	3 4 5 件 ※議案 4 2 7 号～ 4 3 3 号の図書を掲載した市ウェブ ページの閲覧件数（上記縦覧の期間内に限る）

（２）意見書の提出状況

0 通

（３）意見の要旨及び市の見解

—

【対象地区】

宮前地区

1 都市計画法第16条に基づく縦覧及び意見書の提出状況

(1) 縦覧の期間等

縦覧の告示	令和6年6月17日
縦覧の期間	令和6年6月17日から令和6年7月1日まで
意見書の提出期間	令和6年6月17日から令和6年7月8日まで
縦覧者数	3名

(2) 意見書の提出状況

0通

(3) 意見の要旨及び市の見解

—

2 都市計画法第17条に基づく縦覧及び意見書の提出状況

(1) 縦覧の期間等

縦覧の告示	令和7年1月17日
縦覧の期間	令和7年1月17日から令和7年1月31日まで
意見書の提出期間	令和7年1月17日から令和7年1月31日まで
縦覧者数（窓口）	5名
閲覧件数（ウェブ）	345件 ※議案427号～433号の図書を掲載した市ウェブページの閲覧件数（上記縦覧の期間内に限る）

(2) 意見書の提出状況

0通

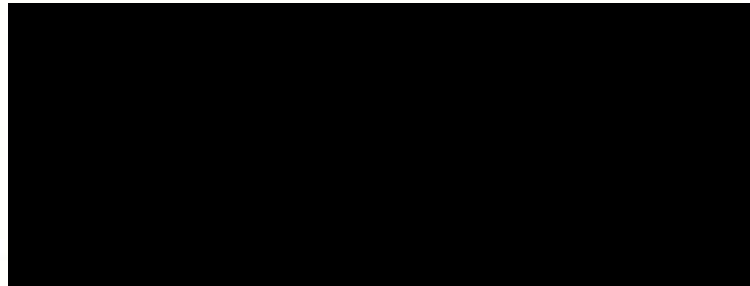
(3) 意見の要旨及び市の見解

—

地区計画等の原案に関する意見書

令和 6 年 8 月 15 日

さいたま市長 宛て



さいたま都市計画地区計画の変更（原案）について、意見書を提出します。

地区計画等の名称		<u>大門</u> 地区計画
権利を有する土地	所在地番	
	権利の種類	
	面積	
意見の要旨		別紙のとおり
理由 (具体的に)		別紙のとおり



事務記入欄

受付日	令和 6 年 8 月 19 日
-----	-----------------

地区計画などの原案に関する意見書 別紙

【意見の要旨】

地区計画の策定及び区画整理長期未着手地域の解消を以って市の関与を終了とせず、大門地区内の都市計画道路の未整備区間について、速やかに整備に着手してください。

【理由】

大門中地区は昭和45年の都市計画決定後、住民との合意形成が取れないまま50年以上に渡って区画整理長期未着手地域となっていました。このたびまちづくり総務課をはじめとする市の担当部局及び地域住民の尽力により地区計画の策定にこぎつけ、それと同時に区画整理事業を廃止することで長期未着手地域としての位置付けを終了させるに至りました。これ自体は大変喜ばしいことです。

しかしながら、大門地区区画整理事業の大きな目的の一つであり、大門中地区を除いてほぼ整備が完了している都市計画道路の整備が大門中地区だけなされないままでは、せっかくの長期未着手地域の解消の意義は大きく毀損され、実際としてはほとんど意味がなかったものになってしまうのでは、と大いに危惧しております。

昭和45年当時どのような議論があったかはもはや知る者も少ない状況ではありますが、あれから時代は変遷し、現在の国道463号線の毎日のような渋滞や、地域街路の大規模商業施設への抜け道利用等、道路環境の悪化にはいち地域住民として辟易しており、その改善は悲願とさえ言えます。

また、長期未着手地域となって以降、新たに都市計画道路の敷設予定地域に住居を構えた地域住民のほとんどは自らの済む住居が都市計画道路の整備によって立ち退きがあることを了承、予定して転居してきており、利害調整のハードルは低いと考えております。

地域の悪化した道路環境を抜本的に改善し、新見沼大橋有料道路の無料化と合わせて広域道路交通の効率化にも大きく資する大門地区の都市計画道路の速やかな整備を、強く要望します。

今回の地区計画の策定及び区画整理長期未着手地域の解消を以って市の関与を終了させず、都市局から建設局担当部署へスムーズに事業を引き継ぎ、来年度予算において整備のための検討調査を行うなど、速やかに整備に着手してください。